

第3回 府中市官製談合再発防止対策契約制度検証等委員会（要旨）

[日 時] 令和3年1月22日（金） 午後1時10分～午後3時30分

[場 所] 府中市役所 北庁舎3階 第3会議室

[出席者] 委 員（五十音順・敬称略）

猪股 弘貴、川口 克巳、花岡 武
事務局等

新藤行政管理部長、前澤行政管理部次長、大沢新庁舎建設推進室長、
小林建築施設課長、田中契約課長、菅野工事契約係長、小早川物品契
約係長、松本主任（工事契約係）

[議題]

- 1 官製談合再発防止に向けた取組の検討について
- 2 報告案について

[質疑・意見等（要旨）]※進行順

（ 委 員 ） 条件付一般競争入札の条件について、他自治体の状況をどの
ように捉えていますか。

（ 事 務 局 ） 近隣市においては、条件付一般競争入札の条件に、地域の要件
を設けており、地域の要件は、官公需法の考え方から申しますと、
地元の中小建設業者が施工可能なものについては出来る限り受
注機会の確保を図っていくべきとされている。そのような中で、
中小建設業者の施工が中心になるであろう金額帯の工事につい
ては、地元の業者ということで、ほかの自治体では取り扱ってい
るものと思います。そのため、本市においても、こういったこと
を参考にしていくべきと考えております。

（ 委 員 ） 一般競争入札の対象を予定価格500万円以上とするか、5,
000万円以上とするか、決めた方がよろしいですか。

（ 事 務 局 ） 特にそこまで決めていただくという必要はございませんが、
市としても、できる範囲で一般競争入札を拡大する必要がある
と捉えております。ただ、事務負担もありますので、その他の制
度、予定価格の事前公表や総合評価方式の導入などをどう取り
扱うかによって、段階的に方法を変えろといった手法も考えら
れるのではないかと考えております。

（ 委 員 ） 前回の会議で、一般競争入札の対象を予定価格500万円以
上と申しましたが、原則、一般競争入札ということを言いたかつ
たわけです。500万円にこだわったわけではありません。さら
には、市内の業者を育てるという意味もありますので、そこは条
件付きという言葉が入ります。そういう意見を申し述べたつも

りです。

(委 員) 条件については、当然公表するわけですね。

今、500万円と5,000万円という案が出ておりますが、その中間あたりはないですか。5,000万というのがちょっと大きいような気がするんですよね。ですから、500万と5,000万の中間あたりというのも有り得るのではないのでしょうか。

あと、500万以下のものについては、随意契約になるのでしょうか。

(事 務 局) 随意契約とするのは130万円未満の工事で、仮に、500万円で線引きしますと、500万円未満のものについては、指名競争入札を行うことになるかと考えております。

(委 員) 随意契約の扱いはどうなるのでしょうか。

(事 務 局) 原則としましては、130万円未満を対象としておりますが、それほど少額な工事は、今は発注がないので、それはそのままが良いと考えております。また、緊急を要するものや入札不調に伴って対応が求められるものにつきましては、随意契約といった手法で契約を進めることになるかと思いますが、まずは原則としまして、競争で行うということで考えております。

(委 員) そうしますと、指名競争入札と制限付一般競争入札の境界だとすれば、500万だとちょっと低すぎるかな、5,000万だとやっぱり高すぎると、当初提案した中ほどあたりを考えてみてはというような意見になると思います。

(委 員) 一律に500万か5,000万というのではなく、たまたま前回の事務局の案が2つだったので、二者択一のような捉え方についてしまったのですが、そういう風に考えるのではなくて、概ね500万から5,000万の間で、ただ、できるだけ低くという方向でいろいろ試していただくというまとめ方でどうでしょうか。

(委 員) 資料を見ても、他自治体ではかなりばらつきがありますよね。7,000万とか9,000万とか。ちょっとこの委員会では、いくらからというのは決められないので、そこは今後の市の検討に委ねると、ただし、範囲はそれくらいにしてくださいということであれば、私はそれで結構です。

(委 員) このあたりの工事について詳しいわけではないので、当然素人ですから、これだということは言えないわけです。私が終始、原則として一般競争入札、金額を分かっている人に検討してもらえばいいと思いますね。

(委 員) やってみたいと分からないけれども、概ね500万から5,000万くらいの間で、かつできるだけ低くすると、できるだけ一般競争の範囲を拡大する方向で、事務量との兼ね合いも見ながら、運用していただいたらどうかと、こういう風なまとめ方でもよろしいですかね。

(事 務 局) 資料には金額のところは明記しておりませんでして、事務負担が増えない場合は、より多くの案件で条件付一般競争入札をといたところでまとめさせていただいておりますので、その中に中小企業者の受注機会の拡大といったところを加えさせていただいているものでございますので、金額の明記は特に必要でないとご判断いただければ、そのまま検証結果はこの資料を採用させていただければと思います。

(委 員) 資料に書いてあるような、抽象的ですが、趣旨としてはできるだけ一般競争が原則だと、そういうことからするとできるだけ低くと、理解できますので、結論は資料に書いてあるような書き方でどうかと。

(委 員) 指名競争入札の際には、市内業者優先の原則を働かせるという風に理解してよろしいのでしょうか。私は市内業者優先に反対しているわけではありません。国の法律の中にも明確に中小企業の保護ということがうたわれてますので、一般市内業者優先そのものがだめだというつもりはないのですが、理解の仕方として、今の額が結局、市内業者優先の原則が働くか、もちろん一般競争入札でも市内業者が参入できるわけですから、結果的には市内業者が決まるということもあるんでしょうけれども、少なくとも、5,000万のラインまでは、市内業者を優先させるという風に理解してよろしいでしょうか。

(事 務 局) 金額的なラインというところは、こちらでも決まっているものではございませんが、他市の方ではやはり予定価格に応じて、段階を付けて広く参加を募るという方法をとっておりますので、同じように段階の区切りにつきましては、今後検討することとさせていただきたいと思っておりますが、同じように予定価格等での区切りを付けまして、一部は従前通り市内業者を優先的に条件に入れるということを考えております。

(委 員) 私が言ったことはほぼそうだといいことでよろしいでしょうか。

(事 務 局) そのくらいの規模でありましたら、中小企業者の一番受注がしやすい価格帯であると思いますので、委員がおっしゃられて

いた内容での検討はしているところでございます。

(委 員) その際のやり方としては、他市がやっていますように、本店が市内にあるかどうか、支店があるかどうかというようなことを外部的には公表してやるという風に、他市と同様な形で、この後、総合評価方式の話が出るかと思えますけれども、その際に市内業者優先ということを入れた上で、契約するかどうかの判断をすると、こういうことになりますでしょうか。

(事 務 局) 他市の方ではこういった基準を公開しておりますので、本市におきましても、運用を図る上では、公表した上で、入札の透明性を図っていきたいと考えております。

(委 員) 次に、予定価格の事前公表をするかどうか、前回、決まらなかったのですが、前回までのご説明では、とにかく事前公表というのは、非常にデメリットが大きいんだと。落札価格の高止まり、業者の見積努力を損なう、談合が容易となる、競争性の低下、積算しないで受注することによる工事品質の低下など、一杯あるんだと。これだけデメリットがあるんだから、だめよというのが前回の委員のご意見だったのですが、今日の資料を見ると、都内26市のうち18市が事前公表を採用しているということのようなんです、デメリットは生じているのか、生じていないのか、そのあたりについては何か把握されていますか。

(事 務 局) 国の方針につきましては、国ですので全国的な傾向といったところで、そういったデメリットが生じているという通知がなされていたものと捉えております。そこで、近隣市の状況を確認しまして、事前公表しているものと事後公表している自治体とです、落札率だけを見ると、そんなに大差はないのかなと。また、近隣市とは年に数回意見交換を行うのですが、その中では、事前公表の弊害といったところについて、特に議題となったこともございませんので、今のところ都内では、さほど弊害は生じていないのかなとは捉えております。しかしながら、国の全体的な傾向を見ますと、そういったことは念頭に入れておかねばならないのかなということもございまして、慎重に検討できればと考えております。

(委 員) 意見としては、前回とやはり、変わらないです。デメリットは無視できないというのが、私の意見です。落札率というのは確かにどっちも変わらないですけど、これをもって弊害があったかなかったかというのは、全く判断できないと思うんですね。要は内容だと思うんですよ。デメリットの一つとして、価格が公表さ

れることによって、まず価格ありき、価格でまず入れちゃおうということをやっちゃっても、落札率変わらないですよ。それから、やはり品質の低下、手抜き工事ということが当然考えられてくるわけですよ。実態として落札率が変わらないからといって弊害がないということにはならないと思います。

（事務局） そういったところは懸念するところでございます、そういったところを解消する方法として、総合評価方式といった価格のみではなくて、技術力を評価した上で落札決定するという方法もございます。総合評価方式などと併せて行うことで、多少そのデメリットということは解消できるのかなと考えております。しかしながら、総合評価方式はかなり事務負担等もございますので、限定的かつ試行的に行うという考え方もあるかと思ひまして、そのようにご提案させていただいたところでございます。

（委員） 暫定的にやってみて、その結果を検証するというのは分かるんですけど、実際に、具体的にどうやって検証できるのかというところが、私は想像付かないですね。例えば、本来、望ましいところで言うと、工事業者が自分で積算して、見積りを立てて、適正な利益を上乗せして入札すると。それが私はいいと思うんですけども、価格から入って、本来より安く入っちゃった、利益がほとんど出ない、そういった場合に、果たしてどうなのかというところがあるんですね。

（事務局） 工事の出来、不出来につきましては、検査はもちろんのこと、工事評価といった形で最終的に成績評価をさせていただいております。そういったところで、品質確保は図っておりますので、そういったところで検証する。また、落札率は数字で出てくると思いますので、ほかの提案の内容になってきますけれども、入札監視委員会等で落札率の傾向等を見ていただきまして、検証していくといったことを想定しております。

（委員） 品質について、検査をするということですが、私、全く素人で、全くその辺のこと分からないんですけども、例えば何年か経って瑕疵が見つかるとかですね、そういったこともニュースで出るじゃないですか。その普段行っている品質のチェックといったものがどの程度のレベルのものなののでしょうか。

（事務局） それぞれの工程で、必要な時期に検査を行っておりますので。申し訳ございません、検査の部署がほかにもございますので、詳しい実務についてはちょっとこちらでお答えできないので申し訳ございませんが、必要な工程で品質等の確保はしているという

ところでございます。

(委 員) それは通常行われている程度の検査ということですよ。

(事 務 局) はい。その通りでございますが、契約不適合がございましたら、契約条項に基づきまして必要な対応は取らせていただくことになりますので。

(委 員) 私は前回、予定価格の事前公表、賛成の意見を述べました。私、むしろ資料の「デメリットが大きい」という文章もいらないと思います。それから、総合評価方式と抱き合わせでなければということもいらないと思います。もちろん、総合評価方式はそれで私は評価しますが。私が言いたいのは、この委員会が何のためにあるかということですね。官製談合を防ぐためなわけですよ。官製談合は何で起こるのか、これは業者が直接、あるいは議員を通して、予定価格を知りたいわけですよ。これがやっぱり、曲者なんです。これがもし、事前に公表されていれば、官製談合は起こりません。これは起こりようがありません。公表するわけでありますから。それから、一つ、私の意見について、意を強くしたのは、他市が多いということですね。私、驚きました。まだ、数市かと思いましたが、何と事前公表を採用している市が、18ですか。これ、事後公表だけの市よりも多いんですね。事前公表することによって、官製談合をなくせるんであって、これはまさに今回の目玉、まさに官製談合をなくす切り札だと思います。私がいろいろ、市側から提出されたものですとか、ほかの委員さんの話を聞いていても、そう大きなデメリットはないと思います。十分、競争原理が働くと思います。そして、そこは、総合評価方式で評価できるわけでありますから。そう意味で、抱き合わせをあえては反対しませんが。ただ、一つ懸念されるのは、官製談合はなくなるけれども、いわゆる談合、業者間の談合を誘発するんじゃないかと、つまりこれが分かっちゃいますと、お互いに今回はA社ですよと、次の仕事はB社ですよ。まさに、国レベルですけども、今、リニア駅で起きているわけですよ、五大建設業者ですか。それぞれのリニア駅を割り振りしたっていうんで、公正取引委員会が排除勧告を出しましたよね。そういうことが起こるんじゃないかと。しかし、私は、府中市ではそう起こらないんじゃないかという気がしてますし、それをした場合の、これから議論が出るとは思いますけれども、ペナルティがあるわけでありますから、もうやらないと思います。ないと思います。そう信じたいところですね。結論を言いますと、私は、今言ったように、い

いわゆる談合が起こる可能性があるので、市が提案してます「暫定的」ですね。暫定的予定価格の事前公表、これは、第三者委員会を作っていただけるでしょうから、一年ごとに検証して、弊害が出たらやめればいい話であって、今我々がやろうとしている官製談合を本気でなくすなら。国の法律をもう少し見てみました。2、3、法律ありますよね。品質確保法ですとか、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律ですとか。見てみましたが、確かに、事後公表、これはやりなさいと明確に書いてある。事前公表ということまでは書いてませんが、契約過程の透明化ということを盛んに言っているわけですね。ただ、国交省か何か、行政指導か何かで通知を出したのでしょうか。そこにはやはり、事前公表は好ましくないと書いてたのでしょうか。そこをちょっと教えてもらえませんか。以前の資料で、国は、事前公表に尻込みしていると、ネガティブであるというようなことを書かれていましたけれども、私は今言ったように、いくつか法律を読む限り、決して否定はしてませんよね。ただ、それを推奨しているのかどうかというと、事後公表ほど各地方公共団体にやりなさいとまで言っているわけではないけれども、ただ、盛んに契約過程、プロセスの透明性ですね、これを非常に言っているわけですね。ですから、私は、今言った理由から、まとめますと、官製談合をなくすには、やはり決定打としては予定価格の事前公表、他市も非常に18市ですか、そうするとしていないのが少ないわけですね。事後公表だけをしている市が、お調べになった限りでは8市。それに対し、事前公表、さらに、プラス事後公表を行っている市が18市あるという、この点。それから、ただ、私は経済学の専門家ではありませんから、予定価格を公表した場合に競争原理が本当に働かなくなるのか否かについては自信がありません。ただし、これは質問ですけども、積算する方法ですね、基準何かについては、事前にこれ、公表しているわけですね。だから、真面目に積算すれば、ほぼ予定価格に自動で近づくわけですね。そういう風に理解してよろしいでしょうか。公表しているんですよね。積算の仕方ですとか、値段の付け方とか。

(事務局) 公共工事の積算の仕方としましては、地域ごとに標準の工事単価というところを設定しまして、国の方で積算の方法といったところについては公開をしております。地方自治体におきましても、それに倣った形で積算をしますので、きちんと公表さ

れた単価を積み上げていって、積算方法に従って積算すれば、市と同じ積算ができるといったところでございます。

(委 員) となれば、やはり、ほぼ予定価格に到達できて、狭い範囲ですけども、その中では競争になると思うんですよね。私企業は利益を得るのは否定されることでも何でもないし、当然のことです。その中で、狭い範囲かもしれませんが、競争が起きるでしょうし。あまり、今言った基準を公表しているわけでありますから、滅茶苦茶なものが出てくるはずはないわけです。滅茶苦茶なものが出てきたら、それはもう除外ですよ。ただ、今言ったように、談合が起きるんじゃないかということについては、お前がそういうことを言ったから談合が起きたんだと言われると、ちょっとそこまでは責任を持てませんので。今言った、まさに暫定的予定価格の事前公表、この暫定というのは、私は毎年、ここは検証した方がいいと思います。

(委 員) 業者間の談合ですね。これが実は、今現在、事前公表してなくても、大体分かるんですね、積算して。大体、皆予測できますので。だから、受注調整と称して、どうやら業者間の談合は日常茶飯事だったんではあるまいかと。これは想像ですよ。それはどうしてかと言うと、この度の刑事事件の記録というか、その中で、業者がそういう言葉使ってます、現に。言ってるんです。その業者はきれいごとを言ってまして、私がなぜ官製談合をやったか、誰々議員さんをお願いして、どうして予定価格、最低制限価格を引き出したかと言えば、受注調整に反対だったんだからと。業者間の談合に私は乗っかりたくなかったんだと。そんなものは嫌なんだと。例えば、業者間の談合の結果、とんでもない奴がチャンピオンになっていると、それは許せないんだと。今回の工事は、業種的に自分がやるべきものなんだと。だから、受注調整に乗っかりたくないから、官製談合をやったと、こうまで、言ってるんだそうです、議事課長さんの報告によれば。そんな状況なので、あんまり、事前公表すれば、初めて業者間の談合が盛んになるなんて類のものではないんじゃないかと私は勝手に、その記録の片鱗からですね、業者が現にそんなことを、逮捕された、刑事裁判を受けた、ある一業者ではありますが。そんなことを言っていることを見ると、多分、日常茶飯事なんだろうと、今でもそうなんだろうと、だからそれも事前公表することによって、業者間の談合が増えるなんて、およそあり得ない。元々増えちゃってるんだというのが私の理解です。

(委 員) ただ、諦めてしまうことはないわけで。それはなくなって欲しいんですけども。少なくとも官製談合はなくなりますよね。今回のような予定価格を直接、本人あるいは議員さんを通して知ろうとするという、これは意味ないわけですから、もう予定価格として示されているわけですから。これが一番いい解決策だと私は思うのですが。

(事 務 局) 予定価格を公表しないことに対する国の考え方を示されたものにつきましてですが、公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針といったものが国から発出されております。適正化法に基づいて発出するものでございますが、そちらの低入札価格調査の基準価格等の公表時期に関することといったところがございます、その中にですね、「予定価格については、入札前に公表すると、予定価格が目安となって、競争が制限され、落札価格が高止まりになること、建設業者の見積り努力を損なわせること、入札談合が容易に行われる可能性があること、低入札価格調査の基準の価格、または最低制限価格を強く類推させ、これらを入札前に公表した場合と同様の弊害が生じかねないなどの問題があることから、入札の前には公表しないものとする」といった考え方が示されております。

(委 員) どうしますかね。両委員のご意見が全く完全に真っ向から対立しているわけですが。

(委 員) 議論をすることは非常にいいことだと思いますね。ただ、最終的にまとめるのは委員会として一つの意見にまとめるということですかね。それであれば3人いるので多数決で最終的には問題ないと思うんですけども。この場では、多数決する前に、意見を戦わせたいと思いますので。私の大きなデメリットと考える一つにですね、価格を事前に公表することによって、本来であれば企業というのは、適正に積算して、適正な利益を乗せて、健全な業務を行っていくというのが望ましいんですけども、とにかく仕事を取りたいんだということで、事前公表の価格をもとに、とにかく安く入れちゃおうと、それによる弊害、さっきも言いましたように、手抜き工事になって品質劣化というようなことが起きかねないと。私が非常にそこを心配しているんですけど、実態としてそういうことがどれくらい起きているのか起きていないのかというのがあるんですよ。私が心配し過ぎているんだったら、それはいいんですけども、やはり実態としては、積算能力がない業者が、とにかく仕事を取りたいんだという

ことで、利益度外視、とにかく取っちゃうというような形でやると、決していいことは起きないと思うんですよね。実際、いくつか中小企業を見て、昔、とにかくイケイケの営業をやって会社を大きく伸ばした社長というのが一杯いたわけですよ。ところが、平成になってから、ずっと景気が低迷し始めて、ところが、とにかく仕事さえ取ってくればいいんだという社長の考え方によって、潰れた会社がいくつもあります。それはなぜかと言うと、コストを全く考えないで、仕事さえ取ってくればいいんだと。やっぱり、当然、収入と支出、両方あって、適正な利益というものがあって初めて企業は成り立つんですけれども、それを無視して、仕事だけ取りに行くんだという人が出て来やすいんじゃないかというのが、私は一番心配しているんです。価格を先に公表することによって、だったら皆がこれくらいの価格で取るんだろうから、とにかくこれくらいでやっちゃおうと、つまり積算無視ですよ、積算なんか一切しないで。そういった、とにかく仕事を取りに来るような人たちがどれくらいいるのか、私は実態、全く分かりませんが、そこを私は非常に心配します。それで、手抜き工事、品質劣化というところにつながって行きますよね。そういったデメリットが、私は決して無視できないですね。

(委 員) 今の意見について、少し反対を述べさせてもらえば、それはまさに、そういう業者を排除するために総合評価方式が、これから議論すると思うんですが、あるわけでありまして。その点は3人ともコンセンサスが前回、取れたという風に理解しております。そして、今言った総合評価方式でチェックできる。それから、違約金とか保証金を出させるわけですよ、業者に。それから、工事過程をチェックできる。それから、工事ができた後のことも当然、建築課の方でチェックするわけですよ。こういうことを経るわけでありまして、そう滅茶苦茶な業者が、ただ仕事を取りたいために出てくるということは、私は無いと思いますし、これは十分、今言ったいろんなポイントがあるわけでありまして、そこで弾き出せる。そして、それに反するような場合には損害を、賠償を求めるができる。いろんなところでチェックできるわけでありまして、そう滅茶苦茶な業者が出て来る、ただ、一番怖いのは、誰か仕事だけ取るだけ取って、それを下請けにばら撒くと言うような、それだって総合評価で分かりますよね。例えば、市の業者で、そういう、言葉が悪いかもしれませんが、ブローカーなどがいて、そういうことをする人間が現れてきたならば、そ

それは、当然もう、入札の段階で排除できますよね。万が一ですけども、市が見立てを誤っちゃって、いいなと思った業者がいい加減な不正行為をすると、今言ったように工事過程をチェックしているわけでありますよね。それからもちろん、できてからもチェックするわけですよね。それから、その後も瑕疵担保請求もありますし。損害賠償も請求されるわけでありますから。それは、全部が全部、真面目な業者とは限らないかもしれませんが、そうそう出て来ないし、出て来たとしても排除できるのではないのかという風な私の見解です。

(委 員) 当然、そういった業者が、望ましくない業者がそんなに頻繁に出て来るとは私はもちろん思っていない。当然、総合評価方式である程度は是正されると思っています。ただ、価格と総合評価のウェイトなんです。価格のウェイトの方がはるかに高いと思いますね。価格に対して総合評価のウェイトはどれくらいを想定、想定というのか、実際には行われているんでしょうか。

(事 務 局) ウェイトといったところで分析はしておりませんので、すみません、そういったところについて、他の自治体等がどういう取扱いをしているか、不勉強で、これから整理させていただきたいと思っておりますので、ご指摘の点につきましては、十分、総合評価方式を、もし、採用する場合には、再度、検討させていただきたいと思っております。

(委 員) 例えば、こういう例を言って、適切かどうか分かりませんが、大学入学試験でですね、いわゆる試験の点数のみで選抜するのか、内申書も反映して考慮するのか。それも大学によって、当然ウェイトも全然違うじゃないですか。だから、そのウェイトの仕方によっては、結局、総合評価方式が生きる場合もあれば、あんまり生きない場合も当然あると思うんですね。ただ、いずれにしろ、価格ということにやっぱり一番大きなウェイトであるには違いないと思うんですね。

(委 員) 私もど素人ながら、想像に過ぎませんが、感じとしてはどうなんですかね。要するに、価格によって大体決めた上で、それプラス、総合評価だから、技術力とかそういう面で、振り落とす。二重チェックと言いますか。一応、この価格で言うこの人が候補なんだけど、その人が信用できるかどうかを、技術力とかそういう面で、再チェックする。これだめと言って弾く。じゃあ2番手はどうかと。こんなやり方じゃないんでしょうか。全く想像です。

(事 務 局) 第2回の際に、資料としてお示ししていたと思うんですが、総

合評価方式による算出方法というところですね、こちらのやり方というのは、まず、技術力の点数を設けまして、価格を開いて、その価格と計算式でですね、総合評定値というのを設けて、順位を決定するということで、シュミレーションでは何点かの違いでも価格との逆転というのは起こり得るというところがございますので、制度設計を詳細に詰めてですね、できるだけ良質な業者が落札できるような、そういったことを検討することが考えられます。

(委 員) 二段階というのではなくて、最初から2つの条件を組み合わせで考えるから、もう、最初から技術力のない人は除外される。そういうやり方。

(事 務 局) 補足させていただきますが、先ほどの方針の中にですね、続きが実はございまして、「なお、地方公共団体においては、予定価格の事前公表を禁止する法令の規定はないが、事前公表の実施の適否については、十分検討した上で、障害が生じることがないように取り扱うものとし、障害が生じた場合には速やかに事前公表の取りやめを含む適切な対応を行うこと」というようなことが示されておりますので、そういった中で、暫定的に行い、検証するといった考え方が整理できるかなというところで考えております。

(委 員) 事前公表をやるにしても、暫定であって、常に、本当にそれで弊害が生じないかどうか、注意深く見守りながらやっていって、何か問題になったらすぐ変えろと。そういう方針ですね。

(委 員) 官製談合防止っていう観点のみで判断すれば、当然、事前公表がいいに決まってるんです。ただ、じゃあ、委員会として、そっちがいいと言うかどうかというところが問題なんですけれども。ちょっと例が適切かどうか分かりませんが、全然違う例としてですね、相続対策というのがあるんですね。相続税、いかに安くするかと。やり方はいろいろあるんですけど、例えば、養子縁組というやり方があるんです。養子を増やせば、基礎控除というものが増えまして、課税対象の金額が少なくなるっていうことがあります。それは、相続税を減らすためには養子縁組は有効であると、間違いない事実です。じゃあ、税理士として勧めるかと言ったら、勧めません。それは人間として、税金を安くするために、人間の間接関係を養子縁組するということは、すべきでないと思うわけです。つまり、相続対策には養子縁組が有効です、官製談合については価格の事前公表が有効です。じゃあそれを勧めるか

と言ったら、勧めません。なぜかと言うと、最終的には中小企業を育成しなきゃいけない。さっき、積算価格が公表されているから、やろうと思えばできるっていう話が、もちろん前からあったんですけど、市内中小企業を私は心配してるんです。そういったところが、とにかく仕事を取るために、価格でとにかく勝負する。それについては、その中小企業が不幸です。府中市の中小企業者を育てるという観点から望ましくないと思いますね。だから、結果、単に官製談合を少なくする、だから、予定価格を事前公表すればいいという結論には、私はならないですね。

(委 員) 言わせてもらえば、この委員会は中小企業の保護、育成のための委員会ではなくて、それはまた別途、市議会を中心に行ってもらえばいいわけでありまして、これを事前公表したことが、ストレートに中小企業潰しになるかと言うと。

(委 員) 育てるということで検討したいということで、決して潰すこととは言ってません。

(委 員) 中小企業を陥れるとは思われないわけであって、まさに、だからこそ、私は条件付きも、最初にここにこだわったのは私です。一般競争入札、指名競争入札、随意契約しかないんだと。ただ、施行令の方にそれに関わる規定があるということを今、そこまで私、目を通してませんでしたので。だから、あまりそこにそれほど反対しなかったわけであって、総合的に考えれば、予定価格の公表が即、府中市内の中小企業を苦境に立たせるということはないという風に思っております。そして、まさにそこが不明だからこそ、暫定的とするわけでありまして。私も100%そうならないという確信も持っていないわけですから、暫定的にやってみてはどうかということに賛成なのもそこにあります。それも一つ大切な要素ですから、そこも見えてですね、やっぱりこれはだめだと、支店のある大手の業者だけが落札すると、技術力もあるし、資力もあるというようなことにはなあって欲しくないという気持ちがどこかにありますから。そういうことは毎年、おそらく、もう毎年、検証しますよね。そういう風に考えてよろしいでしょうか。

(事 務 局) 今後、設置します第三者機関においては、逐次、年に数回程度ですね、契約の状況というところは確認していただく予定でございますので、毎年と言うよりは、年に数回ですね、そういった検証する機会があるものと考えております。また、本委員会におきましては、これから市が再発防止対策を検討するに当たりま

して、様々考えられる対策について検証していただきまして、評価をいただくといったところでございますので、評価が分かれるのも当然かと思えます。ですので、検証結果としましては、それぞれの意見があるといったことで、お示ししていただくことでも構わないかと考えておりますので、それを受けまして、こちらの方で、じっくりとですね、制度の方を検討させていただければと考えております。

(委 員) 私も、はっきり言って判断付きません。両説、非常に心を惹かれるものがあるものですから、両論併記でどうですか。こういう意見と、しかし、全く正反対のこういう意見と両説が述べられたと、そんなようなことでは、だめですか。一つにまとめる必要は必ずしもないということなので、委員会の意見は聞きたいということなので、委員会としては結論は出せませんと。構成については、支持する立場はこうこうと、それに対して、反論として、特に、品質確保、しいては中小企業の育成に懸念が生ずるから反対という考え方もあるというようなまとめ方でどうでしょうか。

(委 員) 中小企業の育成まで言う必要があるのかどうかというのはちょっと。

(委 員) とりあえずは品質の低下の恐れがあると。

(委 員) ちょっと気になったのは、中小企業を潰す可能性があるというのは、そんなことは一切言ってないですよ。中小企業が育ちにくいついていう、結局、きちんとした中小企業経営をしないような業者が、ちゃんとした経営をしなかったらやっていけませんよという風な形に持って行きたいんですね。そうするためには、自分できちんと積算するという本来の在り方でやるべきではないのかと。そしたら、事前公表は必ずしも必要ないんじゃないのかということですね。

(委 員) ちょっと言い過ぎだったかもしれませんので。ただ、私はやっぱり、この委員会は官製談合、契約の公正、これをどうするかという委員会でありますから、予定価格の事前公表、これ抜きにはやはり十分のものにはならないんじゃないかと思えますけれども、決を採ることも可能みたいですから。規則によると、最後の方に付けられてましたよね。決を採ってやるのも一つの考え方ですし。その辺から議論を始めないと。意見はかなり出尽くしたと思うので。

(委 員) 決を採って決めたけれども、しかし、反対意見もあったということで。分かりました。決めた上で2対1にした上で、だけど、

2の方をメインにするけど、しかし、こういう有力な意見もあると。

それでは、私の意見は、事前公表、賛成。だから、一応、事務局のお示しくださったような内容を、一応、委員会全体の意見とする。しかし、そうなると、積算しない業者が現れて、品質の低下を招く恐れがあるという有力な反対意見があると、こんなまとめ方でよろしいですか。

(事務局) 工事の品質の低下というところで、実際の工事を行った時の検査だとかチェックの仕方について説明いたします。工事を行うに当たってですね、起工担当課でしっかり積算した上で、入札にかけて業者が決まります。業者が決まる際には、契約課で業者が決まりますので、実際にはどんな業者が工事を行うのか分からないというところの中で積算をしていきます。この業者の中には、すごく丁寧にいろんな対応をしてくれる業者もあれば、本当に必要最低限の工事を行う業者さん何かもあります。業者さんによって少しその辺の差はありますが、起工担当課としましては、工事を設計するに当たりまして、図面を作成して、内訳、仕様の中についてももしっかり書かせていただいております。対応させていただいているところです。工事の図面、または仕様によってですね、ちゃんとそれができるのかどうかというところを、民間とは違いまして、自治体の場合は、監督員というのを置きまして、実際の工事のチェックをさせていただいております。業者の方で工事を進めるに当たりまして、そうしたものを見ながら工事を進めるに当たって、起工担当課に、こういった物を使って良いのかどうか、というのを許可したりとか、また、行うに当たっては、このタイミングでやらせていただきたい、では現場の方に見に来てくださいと、完了した後に見えなくなるところにつきましても、起工担当課でしっかりと見させていただきます。全てを見ることはできないと思いますので、そうしたところは写真を撮って、確認をとらせていただくだとか、工事の品質の低下につながらないように、させていただいているところになります。実際に完了した後にも、また別の部署の第三者の方で検査をしていただいて、その工事の品質の低下がないように行っているところがございますので、ご心配されるようなですね、公表によって品質の低下につながるようなことはないと思っております。

もし、そういった事前公表によって、実際に積算をしないような業者さんが入ったとしても、実際に工事においては、図面だと

か仕様において必要なことをちゃんとやっていただくようにしっかりと見ていきますので、仮に図面も見ないで、金額だけで入れた業者がいたとしても、しっかりそこは責任を持ってやっていただく形で私たちも見て行きますので、そこは心配なさらずに判断していただければと思いますので、よろしくお願いします。

(委 員) ですから、基本的には、工事の途中で品質をチェックすると。ただ、例外的にはね、何年も経ってから隠れた瑕疵が現れて、そういうことも稀にはあると、そんな捉え方でよろしいんじゃないかなと感じました。それでは、この点はこの程度でよろしいでしょうか。

それでは残りの部分ですが、次に変動型最低制限価格、これはもうやめると、前回既に一致してますが、確認ですが。

次に、総合評価方式は採用した方が良いというのが前回の結果ですが、この点についてはどうですか。特に変わりはありますか。

次の指名停止基準の厳罰化。このあたりも前回、一応、一致しているはずですが。

違約金の罰則を厳罰化するというのはどうですか。

次、入札等監視委員会を設置する。第三者の目で監視する。できれば市民の参加も検討してほしいということでしたが、この辺についてはどうでしょうかね。

次に、最後の項目、公正取引委員会や警察等との積極的な連携を進めると、そういうことですね。

(委 員) 私から、もし、出来ればの話ですけども、今の段階にあってこういうことを言って、どっかに書いておいて欲しいんですが、役所のいわゆる、それをしたことに対するペナルティについて規定が何もないんですよ。つまり、もちろん、懲戒処分にはなりますよね。つまり、官製談合の官の方の部分です。これについてないのがちょっと残念だなと。

(事 務 局) 実は、この検証委員会の前に、庁内の検討委員会が立ち上げられてまして、そこで課題の整理をする中で、契約制度についてと職員と議員に対することについてということで整理すると、議論されておりまして、まず、契約制度についてといったところで、行政管理部の方ですね、検証しましょうということで、この会が設けられておりますので、職員に対する対応なり、また、今後のコンプライアンスですとか、そういったところにつきまして

は、また別の機関で検証していただくということになっておりますので、ご意見につきましては、そちらの方に伝えておきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

(委 員) ぜひ、そのようにして欲しいと思います。業者さん、市民に対する罰則だけあって、当の、仲間でしょうから、それを乗り越えてぜひ、今の検証委員会ではそこをやって欲しいわけですが、懲戒処分。それから、ぜひ入れて欲しいんですが、損害賠償ですね、職員に対する。損害賠償責任を請求する。なかなかこれは市としても、手間暇掛かりますし、弁護士さんの援助を受けてやらなければいけないので、大変でしょうけれども。そういう構えでやって欲しいと思います。

ちょっとお聞きしたいんですが、今回の職員さんの不正行為によって、市は損害を、あるいは市に対する損害、あったのでしょうか。算定できないものなのか。

(事 務 局) 入札妨害に対する損害の考え方につきましては、本来、受注すべき適正な価格で契約できたところを、高止まりなどで、要は差金の部分についてですね、本来、もっと安く落札できたものが高くなった時のことを損害として捉えたりします。また、一方で、賠償の予定としまして、契約条項には入れておりますが、何らかの損害は生じているんだ、それをあらかじめ決めておきましょうということで、現在の条項ですと、契約金額の10%を契約の相手方に求めるっていうことを考えておりますので、損害の捉え方としましては、そういったところになるかと考えております。

(委 員) 業者さんにも悪いところがあるわけですから、業者さんに損害賠償を請求するのは当然ですが、今までなかった発想ですから、職員にもですね、役所にいた人に損害賠償請求をするというのはなかなか大変でしょうけれども、例えば、住民訴訟何かでもやる気になれば、これ、できるわけですよね。府中市を相手にね、訴えて。そして、府中市が職員に損害賠償金を請求する。住民訴訟の対象、我々4号請求と言ってますけれども、住民訴訟の4号請求の対象にも、場合によっては、損害が出ていればなり得るわけであって、そういうような仕組みを考えて、やっぱり、何度も言うておりますけれども、この委員会は官製談合を防止するということでありますから、今言った、業者に対するペナルティを大きくするだけじゃなくて、それに関わった職員に対するペナルティ、これは公務員上の身分に関わること。それから、

損害賠償に関わること。それから、当然、あと、刑事手続き。これはまた別問題ですからね、そこは。ただ、前2者が市の方でやるべきことなわけですよ。ここは、今、これから、どこまで進めるか分かりませんが、ぜひぜひ、抜かりなくやって、今回の官製談合防止対策、完璧なものにして欲しいと思います。もし、そうであれば、ここに盛り込むことまでは求めません。

(事務局) 今、ご説明申し上げました通り、損害の捉え方というところにございます通り、今回、確かに入札妨害が行われているんですが、一番低い価格で落札をしているといったところで、実質的な損害が生じているかと言いますと、ほとんど生じていないのかなというところでございます。ただし、受注者に対しての契約違反といったところで損害を求めることになりますので、職員については懲罰ですとか、そういったところで、重い懲罰を課せられるといったところで考えております。

(委員) 先ほど、行政法学のレベルで言えば、それから、国もそこは推奨しているわけですよ。公務員に損害賠償請求権っていうものをやりなさいと。これはやるかやらないかは別にして、やっぱり威嚇にはなるんですよ。当然、やろうと思った時に、損害賠償、もちろん、自分のクビも懸かる上に損害賠償金も払わなければいけないんだということになれば、やっぱり、踏みとどまる一つの、それを知ってればですね、そういうことがあるんだと。これまでのやっぱり、役所の担当としては、職員に損害賠償を請求するなんて発想は、国家賠償法の中でも明記されていても、やっていないんですよ。国家賠償法で府中市が払った場合、当該、やった職員に求償権を行使する。ただ、これ徐々に始まっているんですよ、最近。今言った2つの理由で、そういう損害賠償ということが最近、国レベルでの注目を集めているということと、今言った、心理的な制約になるんですよ、思いとどまる。刑事罰と同様に、民事的な処分も受けるんだということが、明記されているといないのでは、やはり、歯止めの度合いが違ってくると思いますので、今回、あえてここに盛り込むことを今、お願いはしませんけれども、そういった委員会が立ち上がっているそうですから、ぜひ、その委員会の中ですら、ご議論願うような方向に、ちょっと課が違うかもしれませんが、お願いしておきたいと思います。

(事務局) こちらで検証しました結果につきましては、庁内の検討委員会でも報告することになりますので、そういったご意見につき

まして、ご報告させていただきたいと思います。

(委 員) 先日、報告の案をお送りいただきましたが、その中に、「その他」というのがあって、必ずしも契約制度の見直しでない、その他の点についても、触れてますよね。触れることを予定してますよね。議員と職員との関わり方についても。便宜的なものは、この委員会の守備範囲ではないけれども、しかし、若干、守備範囲を超える部分を、「その他」のところで、若干、抽象的ではありますが、書くということが予定されていたように私は思ったので。もしそうだとすると、そこに先ほどのご意見も差し障りのない限度で、こういう点も検討することを期待するというぐらいは書けるかなと思うんですが、どうでしょうか。

(事 務 局) 第1回で現行の契約制度について検証いただいた中で、市内業者だから市議会議員と癒着するんだとか、職員が議員に金銭的な授受もないのにそういったことをするのかといったところを受けて、第1回目の検証結果としては整理させていただきました。何か契約制度でできることはないかといった観点から、これを設けさせていただいたところでございまして、第2回の会議でその点について談合情報対応の手引き、こういったところできちんとですね、そういった働きかけについては、対応できるように、職員にその手順を示していこう、そういった考え方を示させていただいたものなので、再発防止対策の検証結果については、やはり、契約制度に留めた形でお願いしたいと思いますので、ご理解いただければと思っております。

(委 員) 端的に言うと、「その他」の部分は削除する予定ということですか。

(事 務 局) 契約制度の検証結果として、「その他」はそのまま記載させていただいております。それにつながるものとしたしまして、「不正の働きかけへの対応」として整理をさせていただいたものですので、そのまま「その他」というところは残させていただく予定です。

(委 員) そうではなくて、ずばり、先ほどの意見を整理して書くのが、報告書の、答申と言ってもいいんですけど、その中核部分なんです。そこに盛り込む必要はないわけでしょう。

(委 員) そこに盛り込む必要はなくて、報告書として、「その他」にですね。

(委 員) そうそうそう。参考事項的なね。だから、検討して欲しいというね。だから、この書き方も、「望みます」だから。こうせい、

ああせいという命令じゃないんだけど、期待はするというぐら
いは書けるかなと思うんですが。

（事務局） 今日、これで検証結果を取りまとめていただくことになるん
ですけれども、そうすると、市長に答申を行う前にもう一度きち
んと報告書として整理いたしますので、委員長の方とですね、ご
協議させていただきまして、調整させていただければと思っ
ております。

（委員） そこでですね。そこで、そうだとすると、私もちょっと言いた
いことがあるんだと。どういうことかっていうと、先ほど提示さ
れたのは全く逆の場合ですから、国賠法ではなくて、公務員が悪
い事をした場合に、その公務員の責任を追及するという話は、ち
ょっと国賠法と趣旨が違うかも分かりませんが、僕らが行政法
でものすごく厳しく言われたのは、国賠法の本質というのは、公
務員には直接、損害賠償をしてはならないと、そんなことしたら
委縮する。あくまでも国または公共団体が責任を負うと。ただし、
故意または重過失の場合は求償できるっていうことになってい
て、求償については、なかなかやりませんよね。やらないから、
最近では住民訴訟という形で、求償権の行使を請求する、あるいは、
求償権の行使を請求しないことの違法を確認する。そういう訴
訟でやっていくんですね。そういうことからすると、ちょっと先
ほどのご意見を聞いていて、どうかなと、委縮の問題があるん
で。けれども、先ほどのご説明によると、国では、今や最初から損害
賠償請求せいと、言い出したと。

（委員） これは、府中市が職員に請求しなさいということ。ちょっと
今、法律の条文が出て来ませんので、もし、必要であれば後で調
べて。一言書いていただければと。

（委員） 元々、「その他」ですから、元々、そんなに詳しくは書けない
上に、そこまで具体的に損害賠償とまで明記するのはどうかな
と。

（委員） 検討課題であるという風に書いていただければ、検証委員会
があるとのことですから、それにつながると思うんですよね。そ
こに一言書いていただいて、検証委員会につなげていただくと。
そういう風にしていただければ。「懲戒はもとより、損害賠償の
請求もあり得ることを庁内において検討する」という一文を書
いていただければ、検討していただけるでしょうから。一言ある
とないのでは、あと、違うと思うんですよね。

（委員） 分かりました。「検討する」というのが入るのならそうしまし

よう。入れた案で作って、お示しします。私、勝手に今、返事をしちゃいましたが、これまずかったですかね。そこまで言うのは。

(事務局) これからの調整となりますので、会議は開くことはできませんが、報告をまとめる中でですね、皆さんにもよくご確認いただいて、取りまとめさせていただければと思っております。

(委員) それでは本日ご確認いただいた案を踏まえて、本委員会の検証結果として、取りまとめたいと思います。最終的には、報告書という形です。今日の一覧表と内容は、ほぼそのままなんですけれども。報告書をまとめますが、報告書については、委員長の方で取りまとめの調整をした上で、各委員にお示しして、確認していただくと、こういう形を取りたい。持回り確認のような、それをメールでやり取りとするという形ですか。そういう形で、報告書がまとまりましたら、その後、市長に答申を提出させていただきたいと思っております。最後に、今までの会議を振り返りまして、委員の皆さんからお一人ずつ、よろしければ、総括してのご意見、ご感想をお願いします。

(委員) 今回の事件、私がこの委員会の委員に委嘱される前から、非常に関心を持っていたところでございます。非常に身近に感じていたわけですが、それが、この委員会委員に就任してから、さらに理解が深まりまして、これについて考える機会を与えてもらったことを非常に感謝しております。また、委員にいろいろ教えていただいて、非常に勉強させていただきました。いい機会だったと思います。ただ、私、これについて、私の意見としては、条件付一般競争入札の適用範囲の拡大ですね、それと総合評価方式、この2つを柱にして進めていけば大丈夫なんじゃないかと。それが私の意見であります。事前公表について、私はどうしても気になる場所なんです。ただ、これを機にして、いろいろな所で議論がされていると思いますので、これを機にしてですね、ますます府中市が発展していってもらうことを期待しております。

(委員) 少し余計なことも言ってしまって、反省はしています。言葉も少しまずい表現があったりして、ここに参加していない市民の人にちょっと傷付けてしまうような悪い言葉を使ってしまったことを反省しています。あと、ぜひ、今回、私は私なりに真剣に考え、議論してきましたし、ほかの委員さんも同様だと思いましたので、ぜひですね、あとは市の方にこれが委ねられるわけですね。ぜひ、これ、100%とは言わないまでも、

出来るだけこれを、最終的に決断するのは、ここにいらっしゃらない市長さんでしょうけれども、ぜひ、実現し、官製談合をなくして欲しいという風に心から願っています。この辺のこと、偉そうなことを言いましたけれども、実は、あまり研究も進んでない、新しい分野なんですよ。公契約と呼ぶんだということも初めて知りました。我々、行政契約と言いますけれども、本当に最近、テキスト何かでも大きく取り上げられるようになりましたけれども、私が学生の頃ですとか、行政契約、今、非常に注目されているところで、私はそういう意味で、こういう大事件が起きたにも関わらず、こういうことを言うのは非常に失礼なことかもしれませんが、非常にいい勉強させてもらいました。いろんなことを教えてもらって、これを私の研究の方に生かすと言いますか、参考にすると言いますか、非常にそういうものが多々ありました。本当に心から、そういうものを提供し、教えていただいた市の職員の皆さんに本当に心から感謝したいと思います。ただ、先ほども言いましたけれども、出来るだけこれを実行、100%とは言わないまでも、7、8割までは具体化して、その方法は、条例化か、あるいは要綱作るとか、いろいろあると思いますので。これから、大変だと思うんですよ。ご苦労掛けると言いますけれども、何卒、我々の意を汲んで、そういうものをきちっとした防止策、さらに具体化して、確実なものにして欲しいと思います。どうもありがとうございました。

(委 員) それでは、私の意見でございます。令和2年、つまり昨年6月2日、府中市の職員が官製談合防止法という法律に違反したということで、逮捕されたというニュースが流れて、これがもう大変なショックでした。府中市に限ってそんなことはないものと信じ切っていたものですから、それはもう、よそなら分かった、近隣なら分かるけど、うちはないと信じてたものですから、非常にショックでありました。ただ、その後の市の対応、誠に立派でした。当日中に市長が記者会見、直ちに副市長を委員長とする検討委員会を設置すると。その委員会で、8月31日には再発防止に向けた行政課題を抽出しております。その行政課題の一つである契約制度の検証については、これだけは刑事裁判の結果を待たずに先行して検討できるじゃないかと決めて、9月9日の庁内の検討委員会では、市の契約制度の見直しの策については、第三者の目で検討する機関を設置するということを決めたわけです。その後の設置するまでには、ちょっと若干、時間が掛かり

ましたが、しかし、11月4日、めでたく、その第三者機関である当委員会が委員、私を含め3名で発足した。それが11月4日です。ここまでも非常に順調なんです、何とその5日後の11月9日に第1回会合、これ、大変厳しかったんですが、非常にこの間の府中市の対応、迅速かつ手際の良いものと思いました。当委員会の委員全員、3人とも、これももう全く、お二方も異存はないはずですが、府中市において、今後二度と官製談合はもとより、工事の入札参加事業者に談合を発生させてはならないという意気込みで、完全に一致して、他方、熱意あふれる事務局の皆様の検討結果をも踏まえつつ、誠意を持って、契約制度改革案の作成に当たりました。大変、はっきり言って、厳しい日程でしたが、根を詰めて作業を進めました。この度の契約制度改革の肝は、事業者間の文字通りの談合の余地を封ずるのは当然ですが、他方、入札不調を防止するためにやったんだという見解、これ私、弁解だと思ってるんですが。こういう弁解を封ずる。そういう弁解の余地をなくすために、制度自体が入札不調の防止という観点を考慮している点。これが、今回の制度改革の肝だと思ってます。当委員会が答申を予定している改革案は、僕らとしては、やるからにはこれが最善と思ってやりましたが、しかし、それを絵に描いた餅に終わらせてはならないんで、魂を入れる必要がある。その魂を入れる作業が大変なんです。一つは、意識改革。これは研修に次ぐ研修ですよ。これは庁内を挙げて取り組む必要がある。それから、事務量が増大するのがもう目に見えてます。ものすごく作業量が増えますから。この大きな壁を乗り越えていただく必要があります。これは容易なことではありません。事務量というのは私もやりました。当該支部では裁判員裁判をやるということが決まったんで、当支部で裁判員裁判を、もし、やることになったら、どのくらい事務量が増えるのかと。一つ一つ、時間計算をして、これが何時間、これが何時間、トータルしてこのぐらいの時間がかかる、だから人数はこれだけ増やさなきゃだめだと。検事2名増員が必要だと。そういうシミュレーションをやりました。その後、何年か経ちましたが、その通りになっていました。ちゃんと2名増えていました。そういう地道な計算も含めてですね、きっちりやり遂げる必要はある。そういう意味では、まだ緒に就いたばかり。これから魂入れが必要なんで、関係者の皆様のご尽力に期待いたします。ともあれ、両委員には非常に熱心に、しかも誠意を持って、検討していただきましたし、先

ほど反省の弁を述べられましたが、全然反省する必要はありません。あれでいいんです。忌憚のないご意見を明確に述べていただいたことこそ、私は嬉しかった。それから、事務局の皆様には、本当に徹夜に近い作業と私は拝察しておりまして、僕らがブラック企業を推奨する結果になったかなと思うぐらい一生懸命、こなしていただきました。皆様には、厚く厚く感謝申し上げます。今後ともどうぞよろしくお願いいたします。